

# 函南町立函南中学校いじめ防止基本方針

## I 基本理念

いじめとは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。

生徒の尊厳を保持するために、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関して、函南町立函南中学校としての基本方針をここに定める。

## II 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。また、いじめは学級担任が一人で対応するのではなく、必ず学年や学校全職員で対応すべき案件であり、決して担任一人が責任を負うものではない。

### 1 学校におけるいじめの未然防止

#### (1) いじめが起こりにくい親和的な集団づくり

##### ア 子ども同士の望ましい人間関係づくり

- ・誰に対しても、一人の人間として尊重する態度で互いに接する。
- ・すべての子どもに活躍の場がある、学級での一人一役。

##### イ 教職員と子どもとの信頼関係づくり

- ・教師が自ら範を示し、子どもの人権を尊重して、一人一人と丁寧に接する。
- ・すべての子どもに活躍の場があり、学ぶ楽しさを感じる授業を積み重ねることによって自己肯定感を高めていくとともに、将来に向けての夢を育む。
- ・決めつけや頭ごなしの指導をするのではなく、常に子どもの言葉に耳を傾け、抱えている問題の背景を理解することに努める。

#### (2) 子ども自らがいじめについて考える機会の設定

##### ア 道徳の時間の充実

- ・道徳教育目標を「自他を認め、思いやりの心をもって生きようとする生徒の育成」とし、道徳教育重点内容項目を「A (1) 自主、自律、自由と責任」「B (9) 相互理解、寛容」「C (11) 公正、公平、社会主義」として、教育活動全体を通して道徳教育の充実を図る。

##### イ 集団の自治能力を高める取り組み

- ・学級活動で、子どもがいじめについて主体的に考えるとともに、子ども自らがいじめをなくそうとする活動の設定に努める。

#### (3) 学校・家庭・地域・関係機関との連携

#### ア 学校内における教職員の連携

- ・子どもの気になる現れを担任間や学年部間で共有する。いじめなどの問題が起きた際は、初期対応を含め必ず複数で対応する体制を確立する。個人で判断するのではなく、各学年の生徒指導担当や学年主任と対応や方針を協議したうえで、指導を行う。
- ・子どもに関する情報の共有化を図り、子どもの実態に応じた適切な指導・支援の実現を図るために、打合せ、主任会、職員会議等において、情報交換の場を設定する。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、町教育支援センターが各授業を巡回して指導に当たる教職員や校長、教頭との情報交換を確実に行う。保健室は多くの子どもから情報が集まる場なので、養護教諭との情報交換は適宜行う。
- ・ステップルームやチャレンジ教室など、教室以外での対応が必要な生徒に対しては、支援員と連携を取り、担任が定期的に出向いて直接話をしたり、保護者と定期的に連絡を取ったりなど、継続的なケアを行う。

#### イ 家庭・地域との横の連携

- ・学校だより、学年だより、学級だより、ホームページで、家庭・地域への情報発信に努めるとともに、双方向の情報交換の手段となるよう工夫する。
- ・PTA三役会および本部役員会を、保護者との情報交換の場として活用する。
- ・学校運営協議会を地域との情報交換の場として活用する。

#### ウ 関係機関との連携

- ・教育委員会、児童相談所、少年サポートセンター(三島警察署生活安全課)などと可能な限り情報を共有し、状況に応じて連携した指導を行っていく。
- ・警察署(交番)、スクールアドバイザー、警察ボランティアとも、定期的に情報交換を行う。

#### (4) 配慮を要する子どもへの支援

- ア 学校として特に配慮が必要な子どもについては、日常的にその子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。
- イ 保護者と連携して対応できるよう、良好な関係づくりに努める。保護者が一人で抱え込まないよう、話を聞く機会を定期的に設ける。

#### (5) 教職員の資質向上

- ア 事例をもとに事案対処に関する教職員の資質向上を図る。
- イ 子どもたちへの指導だけで終わるのではなく、被害側、加害側への状況説明を必ず行う。必要な場合は、被害側と加害側の保護者が謝罪や今後の対応について直接話をする場を設ける。状況と対応については必ず「トラメモ」で記録を残す。
- ウ 必ず複数で対応し、学年部、主任、生徒指導、管理職が情報を共有する。
- エ 一方的な指導は避け、まずは子どもの言葉を傾聴し、受容をしつつ指導を行う。

## 2 いじめの早期発見、早期対応

### (1) 子どもが出すサイン

- ア 表情や言動に変化がないか注視する。

- ・理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。すべての欠席は、その日のうちに保護者と連絡を取り合って理由を確認する。
  - ・欠席が3日以上続いた場合は迷わず家庭訪問を実施し、欠席の裏に「何かあるのでは？」と意識して対応する。
  - ・授業者が違和感をもったら、必要であればその場で対応や配慮をし、その後すぐに学級担任に報告する。
- イ 学級の雰囲気注目する。
- ・学級全体に無力感が漂っていないか。
  - ・素直に自分が表現できているか。
  - ・時間や学習のルールを守るなど、当たり前ことができているか。
- ウ 特定の子どもへの対応の違いに注目する。
- ・一緒に過ごす仲間に、異常なほど気遣いをしていないか。
  - ・特定の子どもの言動に対して、冷やかしかからかいはないか。
  - ・特定の子どもに対して周囲が距離を置いていないか。
- (2) 早期発見の手立て
- ア 観察
- ・全教職員で子どもの様子に注意を払い、日記等も通して、子ども理解に努める。
  - ・登校指導や下校指導で、子どもの表情や人間関係の変化を見る。
- イ 情報収集
- ・担任は面談や電話連絡等を通して、保護者からも情報収集に努める。
  - ・気になる表情や表れがあった場合は、家庭に連絡し、家庭での様子を聞く。
- ウ 調査
- ・4月末と各学期にいじめに対する生徒アンケートを実施する。
  - ・いじめアンケートによって発見または心配な事案があった場合には、担任は即座に内容を確認し、組織としての対応を行う。また気になる生徒についても状況を十分に確認し対応する。
  - ・いじめアンケートについては、該当する生徒が卒業後5年間は学校保存を行う。
  - ・学校評価で、いじめについてのアンケート（生徒、保護者、教員）を実施する。
- エ 相談態勢の整備
- ・年間3回（5月・10月・2月）の教育相談週間（期間）を設ける。
  - ・担任を問わず、子どもが相談しやすい教員を選択できるようにする。
  - ・スクールカウンセラーや養護教諭に気軽に相談できる態勢づくりに努める。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- ア SNSでのトラブルは、基本的には家庭の責任で指導、対応をする。
- イ 子どもや保護者から相談があった場合は、学校ができる範囲で情報収集や指導を行う。必要な場合は、警察などの外部機関とも連携をする。
- ウ 講師を招聘しスマートフォンやインターネットについて、生徒や保護者が学ぶ機会を定期的に設け、啓発活動に努める。
- (4) いじめの情報共有の体制整備
- ア 教職員がいじめを発見または相談を受けた場合は、学校として情報共有すべき内容を明確にし、学校いじめ対策組織に報告する。
- (5) 相談体制の整備

- ア スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ心理や福祉の専門家に協力を得るよう組織体制を整備する。
- イ いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめを報告した子どもの立場を守る。

### 3 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) 組織的かつ実効的にいじめ防止等の対策に関する組織として、「函南中いじめ防止対策委員会」を置く。
- (2) 函南中いじめ防止対策委員会は、いじめ防止及び問題解決のために、校長が招集する。最終的な意志決定権者は校長とする。
- (3) いじめ防止対策委員会の委員は、校長、教頭、生徒指導主事、不登校担当、学年主任、養護教諭、該当生徒の学級担任とする。ただし、必要に応じて、関係の深い教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーまたは函南町教育支援センター等の関係機関もこれに参加する。

### 4 いじめに対する措置

いじめを発見した、またはその疑いがあるときは、学級担任だけの対応ではなく、全教職員で対応するものとする。（函南中いじめ防止対策委員会等による組織としての対応を行う）

- (1) いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりしたときは、いじめ対策組織に速やかに報告し、学校としての組織対応を行う。
- (2) 函南中いじめ防止対策委員会の開催  
校長の指導の下、事案に応じて柔軟に委員を招集し、ケース会議を開催する。ケース会議は、問題解決まで継続的に行っていく。
- (3) 多方面からの情報収集による全体像の把握と事実の確定
  - ・教職員間での情報の共有
  - ・関係生徒からの個別の聞き取りと照合
  - ・関係家庭からの個別の聞き取り
  - ・多方向から情報をもとに全体像を把握
- (4) 解決に向けた支援と指導  
調査結果から、被害、加害の両方を経験した子どもが少なくないという現状を理解した上で、支援や指導を行う。また、実際の支援や指導の場面では、双方のプライバシーについても十分な配慮をする。

#### ア いじめられた生徒への支援

- ・いじめられた子どもを守り抜く。そして秘密を守る
- ・いじめられた子どもの心のケアを重視しながら、対処方針を迅速に決定する。
- ・本人や家庭の意向を十分に聞き、教育的配慮のもとで柔軟なケアを行う。

#### イ いじめた生徒への指導

- ・いじめは許されないという立場に立った上ではあるが、一方的、一面的な解釈で対処せず、子どもの背景に目を向ける。
- ・心情の変容が確認できる（いじめられる側の気持ちを理解する）まで、粘り強く指導に当たる。

- ・いじめた生徒の家庭にも、いじめの状況や指導の経過を丁寧に伝える。
- ウ 周囲の生徒への指導
  - ・自分のこととして捉えられるような教育活動の場を設定する。必要に応じて、臨時の学級会や学年集会を開催し、いじめの根絶に向けた意識の高揚を図る。
- エ 保護者への対応
  - 〈被害側の保護者〉
    - ・担任や学年主任、教頭が組織としての学校の対応方針を丁寧に伝える。
    - ・いじめられた生徒のケアや支援を第一としながらも、すべての生徒への教育的配慮を行う立場であることを理解していただく。
  - 〈加害側の保護者〉
    - ・担任、学年主任、教頭が事実と指導の内容を丁寧に伝える。
    - ・被害を受けた生徒や保護者への謝罪についてどうするか確認する。
    - ・必要であれば謝罪の場を設ける。
- (5) 教育委員会への報告
  - ・原則として教頭を窓口とし、迅速かつ継続的に報告を行う。
  - ・いじめ防止対策委員会への指導の伝達等も適宜行う。
- (6) 経過観察と再発防止に向けて
  - ア 継続的な経過観察による追加支援
    - ・該当生徒については、教科担任や支援員などとの連携も密にし、中学校卒業まで経過観察を行う体制を維持する。
    - ・打ち合わせ、主任会、職員会議等において、経過観察の結果を共有し、必要に応じていじめ問題対策委員会を開催して、追加支援を行う。
  - イ 再発防止・未然防止に向けた指導体制の点検
    - ・いじめアンケート、年2回の学校評価の結果を分析し、次年度の教育課程編成に生かせるようにする。
    - ・年度内や迅速な改善の必要が生じた場合は、いじめ防止対策委員会等で検討し、夕打ち、職員会議で提案して全職員の共通理解を図る。

## 5 重大事態への対処

- (1) 以下に該当する事案が発生した場合は、重大事態と判断し、その対処にあたる。
  - ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - イ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - ウ 子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
- (2) 重大事態が発生した場合、校長は速やかに教育長に報告する。また、生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (3) 校長は、教育委員会の指示または学校のもとにいじめ防止対策委員会を招集し、速やかに適切な方法によって、事実関係を明確にするための調査を実施するとと

もに、今後の指導方針を明確にし、迅速に事案の解決にあたる。

- (4) 校長は、被害生徒及び保護者に対して、当該調査結果を適切に提供するとともに、事態解決に向けた具体的な取り組みを伝え、関係者全員で心のケアにあたる。
- (5) 校長または教育委員会は、加害生徒及び保護者に対して、当該調査結果を適切に提供するとともに、事態解決に向けた具体的な取り組みを伝え、関係者全員で心のケアにあたる。
- (6) 校長及び教員は、いじめを受けた生徒やその他の生徒が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、いじめを行った生徒に対して懲戒を加えることができるものとする。
- (7) 校長は、いじめを受けた生徒やその他の生徒が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、生徒の出席停止に係る意見を教育委員会に具申する。
- (8) 校長は、命に関わる重大事態が発生した場合は、躊躇なく、関係機関に支援を求めることとする。
- (9) 不登校重大事態に係る判断については、いじめ防止対策委員会を招集して行う。

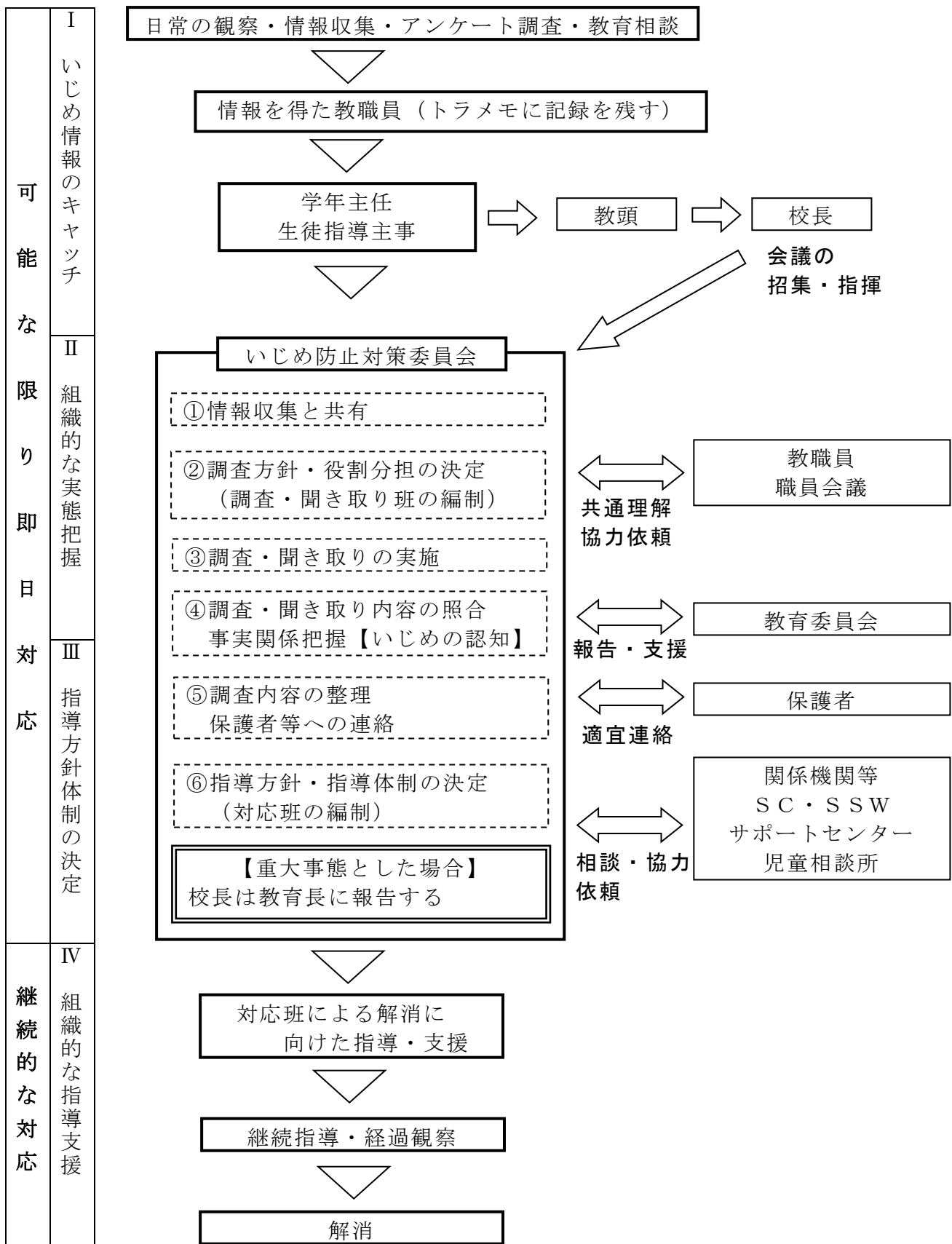
## 6 学校評価

いじめ防止等のための取り組みについて、適切な措置が行われるようにするために、学校評価の中で取り扱うものとする。

結果については、次年度の教育課程編成に生かしていく。また、年度内や迅速な改善の必要が生じた場合は、いじめ防止対策委員会等で検討し、職員会議で提案して全職員の共通理解を図る。

- ・ 1、2学期末の生徒、保護者、教員学校評価の中にいじめ防止や実態についての評価項目を入れる。
- ・ 年3回の学校運営協議会の中でも、必要に応じていじめ防止や実態についての評価をしていただく。

## 7 いじめ対応の基本的な流れ（フロー図）



※「一定の解消」・・・いじめが止んでいる状態が1ヶ月継続している

※「解消」・・・いじめが止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続している